

「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」
に対して寄せられた御意見について

令和 4 年 3 月 25 日
厚生労働省年金局年金課

標記につきましては、令和 4 年 1 月 28 日（金）から令和 4 年 2 月 27 日（日）までインターネットのホームページを通じて御意見を募集したところ、2 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と御意見に対する考え方は以下のとおりです。なお、とりまとめの都合上、いただきました御意見のうち、改正案に関する 1 件についてのみお示ししております。

御意見の概要	御意見に対する考え方
本件での加算率に異論はありませんが、このように「前年各月発行の 10 年国債の表面利率の平均」で取ることにした、根拠と背景を明らかにしてください。	当該追納加算率については、仮に保険料が納付期限内に納付されたならば、年金積立金の一部として運用収入を得ることができたと考えられることから、平成 17 年度当時、年金資金の運用ポートフォリオの過半を占める国内債券の代表的商品であった 10 年国債の表面利率を用いて、毎年度改定を行っております。